

# 総合的な水害対策-特定都市河川浸水被害対策法の施行状況の検証-

## 政策の効果等

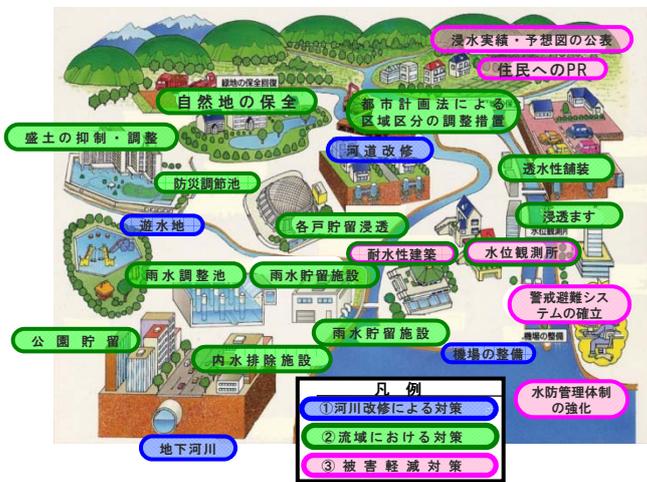
### 評価の目的

H15年に総合治水対策のレビューを行ってから**5年が経過**。その間、特定都市河川浸水被害対策法（以下、「法」という。）が施行され、この**施行状況を中心とした「総合的な水害対策」の進捗状況**や**近年の社会的要請**（社会情勢の変化や気候変動）への対応状況について評価を実施。

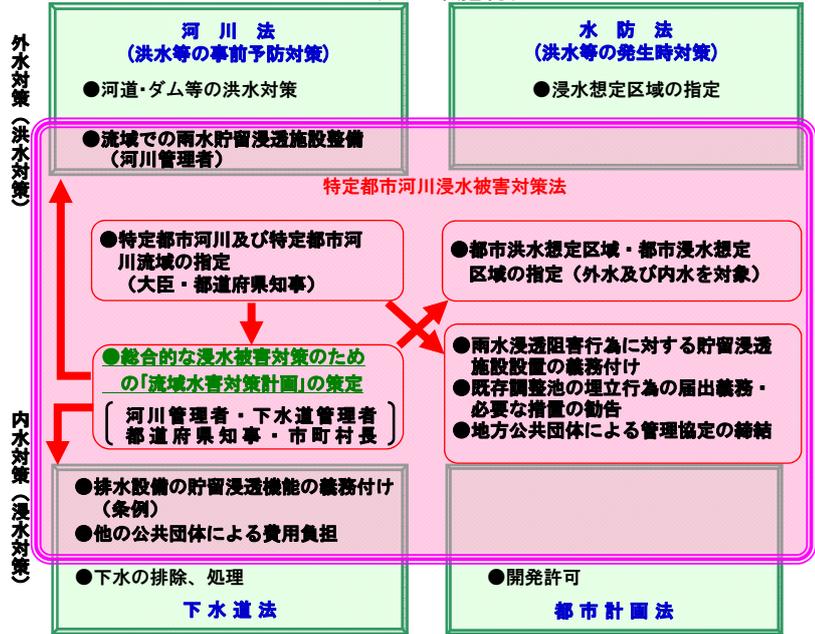
### 対象とした政策の概要

○特定都市河川浸水被害対策法を中心とした流域と一体となった総合的な水害対策

●総合治水対策のイメージ図(S55年導入)



●特定都市河川浸水被害対策法のスキーム  
ハード対策 (H16年施行) ソフト対策



### 視点ごとの評価結果の概要

#### ①総合的な水害対策の推進に寄与しているか

- 総合治水対策特定河川17河川中、4河川が法指定・流域水害対策計画を策定しており、**法による総合的な水害対策の取り組みが着実に拡大**している。
- ガイドラインに示す法指定の要件を満たさず指定が困難な河川が存在するなどの課題がある。

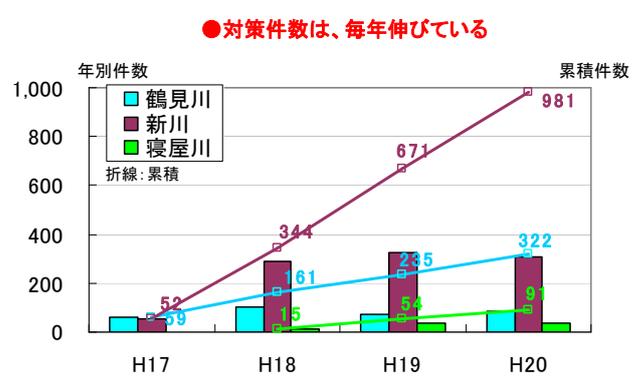
#### ②浸水被害軽減対策が進められているか

- 流域水害対策計画策定済みの河川では、**河川及び下水道整備等は進められている**一方、計画策定から年数が浅いことや河川毎にバラツキがあることから、その他の総合治水対策特定河川との明らかな差異は見られない。

#### ③新たな措置や規制が進められているか

- 法による新たな措置について、**雨水阻害浸透行為の許可及び対策工事は徹底**されており、**保全調整池の指定が順次実施**されている。法施行後は**防災調節池埋立ての報告はなく**、開発者に対する規制は成果を上げている。
- 他の公共団体による**費用負担の措置などは未だ実績がない**などの課題がある。

#### ●雨水浸透阻害行為に伴って実施された対策件数



#### ④近年の社会的要請に対応できているか

- 人口減少社会の到来、都心回帰、市街地再開発の増加と新規開発の減少といった社会情勢の変化の中、**既成市街地における流域対策の促進方策**について検討していくことが必要。
- 局地的集中豪雨による被害の頻発などの気候変化に対応するため、**法に基づく総合的な水害対策の重要性が一層高まっている**。

主な課題	今後の対応方針
<b>①法に基づく措置の推進の活性化</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●流域水害対策計画策定済み河川では、河川及び下水道整備等が進められているが、その他の総合治水対策との差異は認められないことから、<b>制度の移行や法指定による効果が明らかでなく</b>、また、法による新たな措置の一部に<b>未だ実績がない</b>ものがあるなどの課題がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●法に基づく措置等の活用に向けて、自治体や住民の理解が得られるよう、財政面でのインセンティブ等について検討するとともに、排水設備の浸透機能に関する<b>効果の定量化</b>を図る。</li> </ul>
<b>②法指定の拡大</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●法施行に関するガイドラインに示す法指定に係る指標の要件を満たさない等の理由により<b>法指定が困難な河川が存在</b>するなどの課題がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●法指定の拡大に向けて、指定の要件としてガイドラインに示す<b>指標のあり方</b>について検討する。</li> <li>●関係者間の調整が円滑に進むよう、法指定に当たっての特定都市河川流域に係る自治体や<b>流域水害対策計画に定めるべき事項の範囲</b>、自治体への<b>財政面でのインセンティブ</b>等について検討する。</li> <li>●法指定によって<b>雨水浸透阻害行為への対策水準が現行より後退することとならないよう対応方針</b>について検討する。</li> </ul>
<b>③河道整備と流域対策がバランスした水害対策の一層の推進</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●ポンプ運転操作ルールは3河川中1河川でしか定められておらず、また、河川管理者による雨水貯留浸透施設の設置など、<b>法に基づく措置が十分に活用されている</b>とはいえないなどの課題がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●河川管理者による雨水貯留浸透施設の設置や下水道管理者が管理するポンプ施設の運転操作ルールの制定など、<b>法における流域対策に係る措置の積極的な活用</b>を図る。</li> </ul>
<b>④自治体および住民による自助・共助の取り組みの推進</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●人口減少社会の到来、都心回帰、市街地再開発の増加と新規開発の減少といった<b>社会情勢の変化や局地的集中豪雨による気候変化への対応</b>などの課題がある。</li> <li>●さまざまなハード対策や法規制などのソフト対策が実施されてきたことで、洪水による浸水被害を軽減し、流域住民の安全と安心を確保してきた反面、<b>住民の災害に対する防災意識の希薄化が懸念</b>されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ハザードマップの作成・公表や豪雨監視体制の強化を行う。</li> <li>●ため池の保全や雨水貯留浸透施設の普及拡大に関する方策について検討する。</li> <li>●水循環、環境の視点も取り入れながら、各戸貯留浸透施設の設置などが住民により自発的に進むよう、<b>自助・共助による取り組みを積極的に支援する施策を強化</b>する。</li> </ul>